

CONTENTS

● TOPICS	新年のご挨拶	弁護士 一同
● 下請法コラム	第1回 下請法とは	弁護士 大武 英司
● 法改正コラム	民法改正 一消滅時効一	弁護士 森田 博貴
● 助成金コラム	助成金のご紹介「グレイス増床工事の場合」他	事務員 湯田 えり奈
● グレイス・ニュース	オフィスの一部を拡大致しました	
● 事務員コラム	商品・サービス紹介編「株式会社天文館むじゃき」	事務員 藤崎 聡美

TOPICS ✨ 新年のご挨拶

皆様のご健勝と益々のご発展を心よりお祈り申し上げます。



代表弁護士 古手川 隆訓

弁護士法人グレイス代表の古手川です。

明けましておめでとうございます。今年も宜しくお願い致します。

当事務所は、本年、森田弁護士が加入し、弁護士7名となりました。森田弁護士は、東京理科大を卒業し、京都大学法科大学院に入学して弁護士になった、当事務所初めての理系出身の弁護士です。建築を専攻していましたので、建築関係の紛争にもより強力に対応出来る体制となりました。

また、今年は新たに、債権回収専門のチームを立ち上げるようになりました。

少額の債権が多数ある場合など、これまで弁護士に依頼するのが困難であった案件についてもご対応させて頂くことが可能となります。

本年も、顧問先の皆様方のビジネスを支えるべく、最善のサービスを提供させて頂きます。

本年もどうぞ宜しくお願い致します。



弁護士
大武 英司

企業法務

企業法務チームに配属されて2年目を迎えることとなりました。昨年1年間は約150社もの顧問先様とお付き合いをさせて頂き、この場を借りて心より感謝申し上げます。今年も各顧問先様を通じて鹿児島を盛り上げていきます！



弁護士
黒崎 裕樹

事故

明けましておめでとうございます。本年より、「交通事故チーム」は「事故チーム」として装いを新たに、身体に対する傷害に伴う法的トラブル全般について、法的サービスを提供させて頂いております。本年も宜しくお願い致します。



弁護士
茂木 佑介

家事

家事チームは、昨年、約250件を超える離婚や相続のご相談に対応させて頂きました。昨年培った経験をもとに、今年は一層、皆様の御希望に沿った解決が出来るよう、尽力させて頂きます。本年もどうぞ宜しくお願い致します。



弁護士
森田 博貴

企業法務

新たにグレイスに加入致しました弁護士の森田と申します。学部では建築を専攻し、現在も二級建築士取得を目指し勉強中です。また、英語力(TOEIC800点)もあります。積極的に前向きに仕事に取り組んで参ります。宜しくお願い致します。



弁護士
佐藤 寿康

事故

明けましておめでとうございます。弁護士の佐藤でございます。昨年事故チームへ配置換えとなりましたものの、顧問先様のお手伝いをする機会を賜りましたら、全力を尽くします。どうぞ宜しくお願い致します。



弁護士
永瀬 友也

事故

明けましておめでとうございます。事故チームに所属している永瀬です。交通事故案件のみならず、他の分野についても研鑽を積み、少しでも皆様のお役に立てるよう全力で職務に当たります。何卒宜しくお願い致します。

第1回

下請法とは

弁護士
大武 英司



今年は私が企業法務チームの代表として、4月、7月、11月の3度にわたりセミナーを実施する予定であります。テーマは多くの企業様が利用されている各種業務委託の法的問題を題材に「下請法」の解説をするとともに、昨年ご好評を頂きました契約書作成の注意点を炙り出すことで、皆様のリスク管理の徹底や業務の効率化のお手伝いをさせて頂く予定であります。これを受けまして、今月から下請法の連載をスタートさせることと致しました。

第1回の今回は、そもそも下請法とは何かについてお話し致します。

ところで、皆様はそれぞれの事業活動において、その業務の一部を別業者に委託したり、受託したりということはないでしょうか。我々が企業法務として事業主様からの様々な法的相談を日々お受けするにあたり、特に最近多くなっていると感じているのがこの「業務委託」です。全国的にも、多くの企業がアウトソーシングによる業務の効率化を図っているということを見聞します。

「下請法」とは、この「業務委託」に関する法律です。正式名称は、「下請代金支払遅延等防止法」です。名前だけ聞くと非常に難しい法律のようですが、簡単に言えば、各種業務委託契約において、親事業者がその地位を利用して下請いじめをすることを禁止する法律です。

例えば、親事業者が下請事業者に対し、注文した物品等の受領を拒んだり、受け取った物品を返品したりするといった経験はないでしょうか？

あるいは、あらかじめ決めていた下請代金を減額されたりしたことはないでしょうか？

「下請法」は、これらの行為を「下請いじめ」と捉え、これに該当する行為を禁止しております。これらに違反す

る親事業者に対しては、公正取引委員会等によって、各種検査が実施され、違反が認められると行政指導による是正・勧告が行われるほか、罰金や罰則が科されることもあります。これらを通じて下請事業者を保護しようというのが、「下請法」なのです。

ところで、「下請法」というと、専ら建設業に該当する法律のように思われる方も多いかと思いますが、実際には各種業務委託契約につき広く適用されるものです。これを、委託する親事業者から見れば、下請いじめと判断されることのないよう、予防法務に努める必要がありますし、受託する下請業者から見れば、親事業者に対して攻める法的手段として有効活用すべきものです。

なお、建設業の元請・下請関係を規律するものとしては「建設業法」がありますので、下請法の適用はありません。もっとも、建設業の下請については、「建設業法令遵守ガイドライン」が策定されており、このガイドラインが建設業法に違反し、または違反するおそれのある行為の指針となります。その趣旨は下請法と共通するところも非常に多いですので、建設業法についても本連載や下請法のセミナーの中で随時触れていきます。

次回以降の本連載では、下請法が列举する禁止行為について触れていく予定です。

民法改正 — 消滅時効 —

弁護士
森田 博貴



弁護士の森田と申します。本号より、法令の改正情報のうち皆さまの生活やビジネスにおいて影響のあるものをピックアップし、情報提供させて頂くこととなりました。

初回のテーマは「民法改正」です。

民法とは、日々の生活やビジネスの基本的なルールを定める最重要法律ですが、条文数が多く複雑な問題も多数あるため「民法を征するものは司法試験を征する」とも言われております。そんな民法も本年、120年の歴史を経て、初の大改正に向けた国会審議が始まります。

今回は、皆様の生活に特に大きなインパクトを与えるであろう「債権の消滅時効」についてお伝えします。債権の消滅時効とは、一言でいえば、「お金の支払いなど他人に何かを求める権利が、一定の時間経過により行使できなくなってしまうこと」です。

不動産賃貸業や掛けで取引をされる方にとっては、より重要となりますので、ご一読頂ければ幸いです。

<重要な改正ポイント>

(1) 時効期間の変更

最も重要なのは、時効期間の変更です。

これまで、債権の場合、「権利を行使できる時から」「10年間」（現行民法166条、同167条1項）経過した時点で時効となっていました。しかし、改正案では、この規定に加え「債権者が権利を行使できることを知った時から5年間行使しないとき」にも時効は完成するという新たな規定が加えられました。これにより、何が起るかという点、今までよりも簡単に消滅時効が完成してしまうということです。

例えば、AがBに対し、返済期限を1年後として100万円を貸したとします。1年後、運よくAが100万円のことを忘れていた場合、従来はその支払期限から10年間は時効が完成しなかったのですが、改正後は、5年間

で時効が完成し、Bは晴れて100万円の返済を免れることになります。

なお、ご注意頂きたい点として、「債権者が権利を行使できることを知ったとき」の解釈です。前の例では、Aはお金を貸して1年経過時点で既にBにお金を貸したことを忘れており、「権利を行使できることを知らないのでは」と考える方もいると思います。しかしながら、Aは、お金を貸した時点でBと返済期限について合意していますので、1年後に100万円を返済するようBに求める権利があることは知っていたと扱われるのです。

要するに、権利の行使時期について当事者間に合意がある場合は、単にうっかり忘れていただけではやはり5年という短い時効期間に服することになる、ということです。

(2) 職業別の短期消滅時効の廃止

もう一つ重要なのが、「職業別の短期消滅時効の廃止」です。現行民法は、上記の通常の時効期間とは別に、建設工事代金、医師の診察料、旅館の宿泊料など、一定の職業に関連して発生する権利について、特別に1～3年と短い時効期間を設定しています（短期消滅時効。現行民法170条から174条）。しかし、契約関係が複雑化する昨今において当該類型だけを区別する合理的理由は見出しがたく、今回の改正案において、短期消滅時効の制度が廃止されることとなりました。これにより、民法上の債権は、みな(1)で述べた一般原則通りの期間で統一されることになります。

次回からも日々の生活やビジネスの上で有益となる情報を発信して参りますので、どうぞ宜しくお願い致します。

助成金コラム -助成金の紹介-

グレイス増床工事の場合

-「助成金・補助金」の重い扉を開きました-

事務員
湯田 えり奈



「助成金」と「補助金」の違いとは？

助成金

- ・申請期間の設定なし
- ・要件が合えば受給可能率が高い

補助金

- ・申請期間の設定あり(1ヶ月～)
- ・予算の関係から採択数が確定しているため審査も厳しい

上記のような違いはあるものの、助成金・補助金ともに、原則「返済は不要」です。

増床工事に活用した助成金とは？

この度の増床工事に伴いグレイスが出会った助成金は、厚生労働省の『**地域雇用開発奨励金(助成金)**』です。この助成金では、雇用機会が不足している地域において、雇用を創出する企業が対象となり、以下の2つの条件を満たすことで最大3年間(3回)支給されます。支給額は、事業所の設置・整備費用と増加した支給対象者の数に応じて定められています(下表参照)。

<受給要件>

- ①事業所の設置(賃借可)・整備(工事)
- ②ハローワーク紹介の対象労働者雇用

<支給額>

設置・整備費用	支給対象者の増加数 ()内は創業の場合のみ適用			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

〈参考サイト〉厚生労働省 地域雇用開発奨励金
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html

どのように活用したか？

- ①事業所の設置(賃借可)・整備(工事)
→ 300万円以上1,000万円未満

(賃料)	000万円	※1年分
(施工費)	00万円	
(総額)	000万円	

- ②ハローワーク紹介の対象労働者雇用

→ 3名(フルタイム、パート) ※以下、パートの場合

(時給)	000円
(時間)	9:00～18:30の内6時間程度 ※週20時間以上

上記要件を満たすことで、グレイスでは50万円/回(合計3回:150万円)を受給できることとなります。

申請から受給までの流れ

- ① 指定の計画書の提出
- ② ・事業所の設置・整備を完了 } (最長18ヶ月)
・労働者雇用
- ③ ②の完了届+支給申請(1回目)

②の完了日から1年後、労働者数が維持できていると2回目の支給申請ができ、さらに1年後、要件を満たしていると3回目の申請が可能となります。この手続きを進めていくことで、グレイスでは50万円×3回の受給ができるということになります。

ポイントは、設備工事代金だけでなく、1年分の賃料も入れ込むことが出来る点です。グレイスも、工事代金だけでは要件を満たしていませんでしたが、1年分の賃料を入れ込むことで、要件を満たすことが出来ました。

現在、計画書の提出及び事務所整備を終え、18カ月以内に3名を雇用する段階です。長い道のりとなる助成金ですが、地域貢献に役立ちながら、助成金を受給できるというのは魅力でもあります。この歩みの途中経過を、また、どこかで、お伝えしたいと思います。

III 助成金関係はお任せください！

企業コンサルティング部に所属し、助成金・補助金申請に関する業務を担当している湯田と申します。助成金・補助金は様々な種類があり、非常にありがたい制度です。しかしながら、残念なことに、助成金・補助金が適用されるケースであるにもかかわらず、制度の存在を知らない、又は手続きが面倒だという理由で、申請すらされていないことが多々あります。

そこで本号より新コンテンツとして、身近に思えなかった「助成金・補助金」の様々な世界や種類・活用法を、事例を交えながら皆様へ楽しく、解りやすく、お届け致します。新規雇用（パートを含む）や設備投資、新規事業計画に関わるもの等、種類は様々です。

第1回目となる本号は、この度グレイスが事務所増床の際に利用した助成金について解説致します。（詳しくは本ページ裏面をご参照下さい。）

また、「何か使える助成金がないか」等のご相談も承ります。どうぞお気軽にお問い合わせ下さい。

III 認定支援機関になりました。

この度、弁護士法人グレイスは《認定支援機関 弁護士法人グレイス》となりました。認定支援機関とは、専門知識や実務経験が一定レベル以上の法人として国が認定した公的な支援機関を言います。この認定支援機関として位置づけられましたグレイスは、今後、中小企業の皆様が安心して経営相談等を受けられるために、専門性の高い支援事業を行うことが可能になりました。

- ・新商品の開発
- ・技術革新
- ・新しい販路の獲得
- ・資金繰り
- ・人材不足
- ・経営の課題がどこにあるのかわからない
- ・どこから手を付けて良いのかわからない
- ・誰に相談したら良いのかわからない



皆様の経営課題は多岐にわたります。

そんな様々な課題の解決を相談できるのが「認定支援機関」となります。

助成金・補助金と併せましてご案内していきたいと思っております。

※「今すぐやる経営革新」発行：中小企業庁 新事業促進課
経営革新について、わかりやすく、親しみやすく書かれた解説書。

湯田 えり奈

アメリカ出身。鹿児島で学生時代を過ごし、社会経験を経てグレイスへ入所。
感謝・笑顔・前向きを忘れず仕事に夢中な日々です。

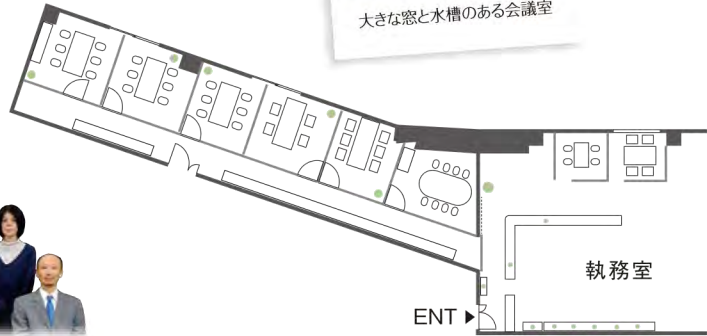


弁護士法人グレイスは、昨年11月、オフィスの一部を拡大しました。
本号では、新しくなった当事務所を写真とともにご紹介させていただきます。

拡大部分には、広さ、机や椅子の配置、窓の位置が異なった6つの会議室を用意しております。壁や扉のカラーは白を基調にし、大きな窓から太陽の光を採ることで、法律事務所のイメージとしてよく挙げられる「閉塞感」「重苦しさ」のない、明るく開放感のある会議室となっております。(一部、遮蔽性の高い会議室もございます。)

さらに、お客様により快適にリラックスしてお過ごし頂けるよう、会議室が並ぶスペースにはアロマディフューザーや観葉植物を設置し、また、ヒーリング音楽を流しております。

装い新たに、スタッフ一同、皆様をお待ちしております。
新しくなったグレイスへ、どうぞお越しくださいませ。



スタッフの執務室も
席替えを行いました。

大きな窓と水槽のある会議室

事務員コラム

商品・サービス紹介編



事務員 藤崎 聡美

3回目となる「企業様の商品・サービス紹介」は
本家「白熊」の天文館むじゃき様です。

言われてみると“なるほどなあ”と思うのは1年中どの日に行っても「白熊」を食べられるということです。夏には1日3千杯が出るという「白熊」。昭和24年に発売開始。今では鹿児島を語る場合のキーワードにも。修学旅行生のメッカになっていることは言うまでもありません。70年近くも同じ商品が売れている秘密は、自社で配合するシロップのさっぱりした甘みだから。

当初はかき氷の中にも豆、羊羹、果物が入っていたのが、昭和43年からすべて外に盛りつけると見た目もあって火が付いたとのこと。30年ほど前から宅配も始めて、全国ブランドを揺るぎのないものにしたようです。

鹿児島以外では「氷食べにこう!」が、ここ鹿児島では「白熊食べに行こう!」になる訳で、一つの文化になっているから、凄い一言ですね。秋元康の小説『象の背中』では「食べに行きたいね・・・」と主人公が語る場面があることをご存じの方もいるかもしれません。

売れ筋は昔からのオリジナル商品でベビー白熊 (510円税込)。今は寒い冬、この季節は黒豚料理や鍋で賑わうむじゃき店内で、締め「白熊」をほおばるお客様がご満悦の表情です。県外のお知り合いにもベビー白熊セット (2,940円税込、梱包代・送料別) を贈るのもおしゃれですね。

「商品・サービス紹介」は随時募集しております。企業間のビジネスマッチングの場としての効果も期待できますので、是非ご利用ください。



ベビー白熊セットC 2,940円

レギュラーサイズは▶
ベビー白熊の約2
倍で720円(税込)



DATA	
株式会社天文館むじゃき	
鹿児島市千日町5-8	
TEL	099-222-6904
WEB	http://mujiyaki.co.jp/

弁護士法人グレイスに「ブログ」があるのはご存知ですか？

ご存知ですか？

《弁護士ブログ》法律に関する記事や、弁護士のプライベートでの出来事など
<http://ameblo.jp/kote-law/>

《事務局ブログ》事務員のプライベートでの出来事、事務所の業務風景、雑学など
<http://ameblo.jp/kotegawalaw-stuff/>

ブログ随時
更新中です

アメブロ 弁護士法人グレイス 検索
(当事務所HPからもアクセス可)

全ては依頼者の最大の利益の為に
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら！
新規予約専用ダイヤル

☎ 0120-100-129

受付時間：平日9:00～18:30
※緊急案件については土日でもご対応
できる場合があります



弁護士法人グレイス
E-mail info2@grace-law.jp
<http://www.kotegawa-law.com>

(鹿児島事務所)
〒892-0828 鹿児島市金生町1-1アルポーレ鹿児島6階
Tel 099-822-0764 Fax 099-822-0765

(東京事務所)
〒106-0031 東京都港区西麻布3-2-43西麻布3243
Tel 03-6432-9783 Fax 03-6432-9784